

年間活動計画について

1 部局所管事項概要調査

5月22日（水） 常任委員会

2 年間活動計画（資料3）について協議

- (1) 前期の委員会における委員会活動評価総括表（資料2）や部局の所管事項概要説明の内容などを踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点調査項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の時期、内容について協議する。

※ 委員会活動の中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度年間活動計画の修正を協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

常任委員会活動 評価総括表

委員会名(医療保健子ども福祉病院常任委員会)

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・委員会審議について、各委員が課題意識を持ちながら、積極的な審議を行うことができた。
- ・重点調査項目について、喫緊の課題を中心に選定し、それに沿った県内外調査の実施や県内外調査を踏まえた質疑等が行われ、非常に活発な調査・審査を行うことができた。
- ・児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受け、県政レポートの申し入れの場を活用して知事に対応を求めたほか、委員長報告を実施することで執行部へ早期に対応を求めることができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.3
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.5
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.5

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動計画書 (令和6年5月～令和7年5月)

令和6年5月22日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 病院事業の運営について
- ・ 子ども及び青少年の育成について

2 重点調査項目

- (1) (※昨年度 全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりについて)
- (2) (※昨年度 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後の対応状況について)
- (3) (※昨年度 医療と介護の体制整備について)
- (4) (※昨年度 医療・介護・福祉分野における人材確保について)

3 活動計画表

重点調査項目	令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) (2) (3) (4) <調査方法> ・ 当局から説明聴取 ・ 参考人招致 ・ 県内外調査 ・ 委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (5/22)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/19, 21)	県内調査 (7/17～19の間) 県内調査 (7/23～25の間)		県外調査 (9/4～6)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (10/4, 8) 予決分科会 令和5年度歳入歳出決算、所 管事項の調査(当初予算編成 に向けての基本的な考え方) (10/30)		常任委員会 議案の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/9, 11)			常任委員会 議案の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 当初予算、補正予 算等 (3/●, ●)		
執行部の主な予定		令和6年版県政 レポート(案)				一般会計・特別会計決算 令和7年度行政展開方針(案) 当初予算編成に向けての基本 的な考え方		当初予算要求状 況		当初予算案	令和7年度行政 展開方針		

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
 - 7月17日～7月19日の間(日帰り) ○○の取組等の調査を行う。
 - 7月23日～7月25日の間(日帰り) ○○の取組等の調査を行う。
- (2) 県外調査
重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組について調査を行うことができる。
実施する場合は9月4日(水)～9月6日(金)(2泊3日以内)

過去の重点調査項目

令和5年度

- (1) 全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりについて
- (2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後の対応状況について
- (3) 医療と介護の体制整備について
- (4) 医療・介護・福祉分野における人材確保について

令和4年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進と社会にもたらす影響について
- (2) 子どもが豊かに育つ環境づくりについて
- (3) 地域共生の社会づくりについて
- (4) 三重県病院事業に係る次期中期経営計画の策定に向けた検討について

令和3年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響について
- (2) ひきこもりの支援について
- (3) 障がい者スポーツの推進について
- (4) 子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりについて

令和2年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の課題について
- (2) 地域医療提供体制の確保について
- (3) 障がい者の自立と共生社会づくりについて
- (4) 健康づくりの推進について
- (5) 子どもを育てる環境づくりについて

令和元年度

- (1) 児童虐待防止と社会的養育の推進について
- (2) 医療と介護の提供体制について（災害医療を含む。）
- (3) 地域共生社会づくりについて
- (4) 健康づくりの推進について
- (5) ひきこもり支援について

子どもに関する政策討論会議 提 言 書

目 次

I	はじめに	1
II	提 言	3
1	三重県子ども条例の改正	3
2	子ども施策の展開	5

令和6年3月22日

三重県議会

I はじめに

核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、デジタル化の進展、経済格差の拡大など、子どもを取り巻く社会環境は近年大きく変化しており、貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立といった困難を抱える子どもの数は増加している。また、いくつかの困難が複合的に表れ、その困難の解決を更に複雑なものとしているケースも見られる。

昨今、とりわけ子どもたちに大きな影響を与えたのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大であった。未知のウイルスへの対応ということもあり、やむを得ない側面はあったにせよ、接触を減らすことや密を避ける観点から、学校の休業措置や学校行事の自粛・縮小、給食の際の黙食、不要不急の外出の自粛要請などの感染防止対策がなされた。

そのような対策が長期化する中で、ストレスを抱える子どもや不登校になる子どもの増加が報告されている。また、学校、地域及び家庭における様々な体験活動は、社会で生きる力を育む効果があると言われているが、その機会が激減したことによる子どもの心身の健やかな成長への影響が危惧されるところである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という非常事態において、感染防止対策を優先することにより、児童の権利に関する条約によって保障されている様々な権利が損なわれる側面もあったことを大きな課題として認識し、実施された感染防止対策の十分な検証を踏まえた上で、今こそ、子どもの権利と最善の利益を保障する子ども施策を実現していかなければならない。

こうした状況の中、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法（令和4年法律第77号）の制定やこども大綱の策定など、子どもの最善の利益を第一に、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れながら、「全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を目指し、社会全体で後押しするための取組が進められている。

本県においても、様々な困難を抱える子どもの増加や国の動きなどを踏まえ、三重県子ども条例（平成23年三重県条例第5号）の改正や「三重県こども計画（仮称）」の策定に向けた動きが本格化するなど、令和6年度は、子ども施策を更なるステージへ進める上で大変重要な年を迎えることとなる。

本県議会では、令和5年6月に、子どもに関する喫緊の政策課題について子どもに寄り添った政策立案及び政策提言をするため、子どもに関する政策討論会議を設置し、三重県子ども条例の改正に向けた検討のほか、新型コロナウイルス感染症による子どもへの影響や子どもの貧困への対応を中心に、執行部や有識者からの聴き取り調査、県内調査、委員間討議などを行ってきた。

このたび、これらの調査や討議を基に、三重県議会として、子どもに関する喫緊の政策課題について次のとおり提言する。

Ⅱ 提言

1 三重県子ども条例の改正

三重県子ども条例は、制定当初、子ども自身の力を伸ばし、健やかな育ちを支える子育て支援の考え方に基づき、子どもたちの力を伸ばす、支えるという思いを社会全体で共有できるように子育てを支える地域社会づくりを推進することを目的に制定された。

まもなく制定から13年が経過しようとしているが、直近の県内のいじめ、不登校、自殺、児童虐待相談対応件数は過去最多となるほか、新型コロナウイルス感染症による子どもの心身への影響、子どもの貧困、ヤングケアラーといった新たな課題の顕在化など、子どもの置かれている状況は厳しさを増している。

そのような中、国では令和5年4月に幅広い子どもの問題に一元化して対応することを目的に、こども家庭庁が設置され、「こどもまんなか社会（※1）」の実現を目指した子ども施策が進められている。

こうした動きを受け、県において、児童の権利に関する条約で定められている子どもの権利は保障されているか、失われている権利は無いのか、一旦立ち止まり、振り返る必要がある。

子どもは、生まれながらにして人としての尊厳と権利を持っており、一人一人かけがえのない存在であり、社会の宝である。

児童の権利に関する条約では、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達の権利及び子どもの意見の尊重を一般原則として掲げている。

これらの子どもの尊厳と権利が保障され、全ての子どもが置かれている環境等にかかわらず、健やかで安全・安心に成長し、自己肯定感を持ちながら、将来にわたりウェルビーイング（※2）で過ごすことができるよう支えていくことは、我々、大人の責務である。

また、児童の権利に関する条約では、子どもの意見表明権を定めており、子どもが自らのことについて自由に意見を表明できる機会を

設け、その意見が尊重される機会を確保することで、この権利の保障を推進することが求められている。そして、子どもが意見表明を通して、社会の在り方や形成に関わることで、子どもの自己実現を後押しし、社会の一員として主体性を高めていくことも大切である。

県は、これらの責務を改めて認識し、子どもの権利が保障される社会の実現に向け、子どもの意見を聴き、子どもの目線に立ちながら、全庁が一体となり子ども施策を総合的に進めていくことが何より重要である。

上記を踏まえ、現行の子どもの権利を守るための地域社会づくりを目的とした条例の考え方を見直し、子どもの権利の保障を軸とし、あらゆる子ども施策の推進において踏まえるべき理念を示す条例に改正する必要がある。

(※1) こどもまんなか社会

「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会」（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）より）

(※2) ウェルビーイング

WHOの世界保健機関憲章において、健康の定義の中核をなす概念として示された言葉。同憲章では、健康を「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態であること」と定義づけ、この状態をウェルビーイングと呼ぶ。なお、こども大綱では、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」としている。

- 三重県子ども条例を改正するに当たっては、以下の項目について検討を加えること。
- (ア) 子どもの権利の保障を軸とし、子ども施策の推進において踏まえるべき理念を示すこと。また、子どもの権利について明示すること。
 - (イ) 「子ども」の定義について、「18歳未満の者」に限定せず、条例改正の趣旨を踏まえ、適切なものに見直すこと。
 - (ウ) 近年の子どもを取り巻く社会情勢の変化及び課題について言及すること。
 - (エ) 子どもの参画を得て改正手続を進めること。
 - (オ) 子どもをはじめとするそれぞれの主体に係る役割等を共通した認識の下で果たせるよう、それらの役割等の対象及び内容について明確化するとともに、求める施策等について具体的な取組例を含めながら丁寧に県民に説明すること。

2 子ども施策の展開

子ども施策とは、子どもの健やかな成長につながる施策のほか、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を目的とする施策全般を指すが、本政策討論会議では、子どもの健やかな成長につながる子どもへの直接的な支援に係る施策に焦点を絞り、議論してきた。

ここでは、今後子ども施策を進める上で必要な視点と今後注力して取り組むべき事項について、本政策討論会議内で出た意見を取りまとめる。

全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を持っている。

しかしながら、貧困、虐待、暴力、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど子どもが抱える課題は様々である。そうした課題を抱える子どもに対しては、権利の侵害から子どもを守り、救済するための迅速な支援が求められている。

また、本政策討論会議での調査を通して、子ども時代の体験というのは、20年後、30年後、40年後のその人の心身、健康に大きなインパクトを与えるということが分かった。子どもが将来にわたってウェルビーイングで過ごすためには、子ども時代の辛い体験をできる限り減らし、辛いときに家族が側にいてくれたり、誰かに自分の気持ちを聴いてもらえるというような多くのポジティブな体験を重ね、一人一人の子どもが、かけがえのない存在と認められ、自己肯定感を持って成長することが必要である。

このことから、全ての子どもが生まれ育った環境等にかかわらず、健やかで安全・安心に成長できるよう、喫緊の課題への対応はもちろんのこと、将来子どもに与える影響を見据えながら、子ども施策を展開することが必要である。

具体的には、子どもを権利の主体として認識し、子どもの最善の利益を図りながら、以下の視点で施策を進めていくことが考えられる。

<施策を進める3つの視点>

- (1) 全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる
- (2) 生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残されることなく健やかに成長できる
- (3) 意見を表明し、社会的活動に参画できる

(1) 全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる

子どもは、周囲の大人に支えられながら、乳幼児期のしっかりした愛着形成にはじまり、集団生活や様々な体験から失敗と成功を積み重ねることで自己肯定感を高め、さらに、固定観念や価値観にとられることなく、自由で多様な選択をし、自分らしく過ごすことで健やかに成長する。

子どもの成育環境は、一義的には家庭での養育や学校教育を通して与えられるものであり、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各ライフステージを通じて提供される。そのため、保育や教育の環境をより豊かなものにし、家庭、保育所、幼稚園、学校それぞれが日頃から連携しながら、子どもの成長を切れ目なく支援していくことが必要である。

また、全ての子どもが安全・安心な環境の中で健やかに成長できるよう、ライフステージを通じて、家庭や学校のみならず多様な主体が連携して、以下の子ども施策を実施することを提言する。

① 体験活動の機会の確保

子どもは、日々の暮らしの中の遊びや人との関わりを通して、様々なことに興味や関心を持つ。それらに夢中になったり、試行錯誤を重ねたりすることで、自立心、自制心などの自己に関する力を育むだけでなく、コミュニケーション能力、協調性、思いやりといった人と関わる力を育むと言われている。

こうした力は、いわゆる非認知能力と呼ばれており、子どもが将来にわたり人生を豊かに過ごす上で非常に大切な能力と考えられている。

このことから、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域など子どもに関わる様々な場所において、子どもの非認知能力が育まれるよう、その意義や必要性について周知啓発していく必要がある。

非認知能力は、遊びや自然体験をはじめとする様々な体験活動を通して育まれると考えられているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な学校行事が中止になり、祭りなどの地域での活動も縮小するなど、遊びや体験活動の機会が減少しており、将来的な子どもへの影響が懸念されている。

また、親の経済状況や意識によって体験活動の機会に差が生じる体験格差と呼ばれる事態が生じている。

全ての子どもが成長に応じて、様々な体験活動ができるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、民間団体等と協働し、プレイパークといった地域資源を生かした体験活動の機会や場を創出するとともに、体験活動の機会に格差が生じないよう取り組む必要がある。

- 子どもの非認知能力が育まれるよう、子どもの育ちに関わる者に対し、その意義や必要性について、周知すること。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、民間団体等との協働により、地域資源を生かしながら体験活動の機会や場を創出し、更なる充実を図るとともに、全ての子どもにその機会が提供できるよう、必要な施策を講じること。
- 体験活動の機会を充実させ、子どもたちにその機会を提供するに当たっては、貧困世帯に対する周知及び参加方法について配慮すること。

② 子どもの居場所づくりへの支援

子どもの居場所は、子どもが自己肯定感を高め、自らを開放し、自分らしく過ごせる場所であり、人や社会と関わる力など将来の自立に向けて生きる力を育む場所として重要な役割を担っている。

子どもは、家庭や学校を基盤としながら成長していくことから、子どもにとって家庭と学校が安全・安心に過ごすことのできる場

所であるよう、我々、大人が環境を整えていくことの重要性は言うまでもない。

しかしながら、近年、家庭や学校の中で不安や困難を抱え、孤独や生きづらさを感じている子どもが増えており、貧困や格差など、子ども自身では解決し難い課題にぶつかり、SOSを発することができず、問題が顕在化しないままになっている子どもも多い。

そのため、子ども自身が安心して、ここにいて良いと思え、自分の中で生まれてくる不安や葛藤を表現しながら、安全・安心に過ごし、様々な人との関わりの中で解消していくための居場所も求められている。

また、少子化の進展等により、かつてはそれぞれの地域にあった空き地や公園等、子どもが自由に遊び過ごすことのできる場所の減少や、祭り、子ども会といった交流の機会の減少等、地域コミュニティの中で子どもが育つことが難しくなっている。

近年、各地域において、子ども食堂、学習支援の場等の地域にある居場所をはじめ、図書館等の社会教育施設を活用した子どもの居場所づくりの取組が進められているが、子どもが求める居場所は様々であることから、取組の更なる充実が求められている。

また、その場を居場所と感じるかどうかは、子ども本人が決めることであるが、ユースセンターといった中学生や高校生世代を対象とする居場所が不足しているといった声も聞かれることから、子どものニーズやライフステージに応じた居場所を提供することが必要である。

- 安全・安心で自分らしく過ごせる子どもの居場所づくりを行う者に対して、更なる支援を行うこと。
- 中学生及び高校生世代も含めた子どものニーズやライフステージに応じた居場所の創出や充実を検討すること。

③ 不登校状態にある子どもへの支援

令和4年度における三重県の小学校から高等学校までの不登校児童生徒の数は5,151人で過去最多となっている。こうした現状を踏まえ、学校の在り方そのものが子どもたちから問われているのではないかと改めて考える必要がある。一方で、不登校に至る過程には、本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多い。

そのため、不登校状態にある子どもに対しては、それぞれの子どもに丁寧に寄り添った支援が求められており、県が施策を展開するに当たっては、不登校状態にある子どもとその保護者の意見をはじめ、フリースクール等の関係者の意見も聴きながら進めることが必要である。

また、不登校は、どの子どもにも起こり得るものであり、子どもたちは課題が表面化する前からSOSを発信しているケースも多く、こうしたSOSに迅速に対応できるよう体制を強化する必要がある。さらに、全ての子どもに個々の状況に応じた教育の機会を提供できるよう、不登校状態にある子どもに対し、校内の教育支援センターの設置促進・人員配置の拡充による機能強化や学校以外の学びの場の充実を図るなど、学びの多様化が求められている。

- 不登校支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、不登校状態にある子どもとその保護者の意見をはじめ、フリースクール等の関係者の意見も聴きながら進めること。
- スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充とともに、校内教育支援センターの設置促進や指導員の配置拡充といった不登校支援に取り組むこと。
- 不登校状態になる前段階を含め、子どもの SOS を察知し、個々の具体的な課題に対して迅速に対応できるよう、SC や SSW など、多様な人材が指導に携わることができる支援体制や関係者との連携協力体制を充実させ、きめ細かなアウトリーチ型支援等を強力に推進すること。
- 不登校状態にある子どもに対して、多様な学びの場を保障するため、必要な情報を提供するとともに、フリースクール等で学ぶ子どもへの支援の充実その他の必要な施策を講じること。

④ 子どもが安全・安心に情報社会を生きるための環境の整備

スマートフォンやタブレット等を利用した ICT の発展により、誰もが容易に情報を入手・発信できる時代となり、ICT の活用は日常生活において欠かせないものとなっている。

情報の豊富さは、プラスに生かせば子どもたちの発想を膨らませ、日常生活の幅を広げ、豊かにするものであり、子どもたちの ICT の活用は今後必須となっている。

しかしながら、子どものスマートフォン依存により、対面でのコミュニケーション能力が低下する等、日常生活への支障が生じたり、SNS を利用した犯罪に巻き込まれたりするなど、情報社会の進展に伴う新たな問題が生じている。

子どもが安全・安心に情報社会を生きるため、SNS 等のトラブルや犯罪から子どもを守る環境整備はもちろんのこと、情報社会の特性を理解し、適切な活動ができる考え方や態度が身に付くよう、情報モラルの習得を図るとともに、インターネットや SNS 等

を適切に使いこなすことができるよう、情報リテラシー教育を推進する必要がある。

- インターネットや SNS 等の活用について、利用上の注意点を周知するとともに、子どもが安全・安心に情報社会を生きることができるよう、情報モラルの習得に向けた支援や情報リテラシー教育の推進をすること。

(2) 生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残されることなく健やかに成長できる

子どもは、安心して過ごせる環境の中で、様々な支援を受けながら学びや体験を重ね、大人に成長するものである。しかしながら、生まれ育った環境や特性などにより、生活や学習面で困難や生きづらさを抱える子どもがおり、健やかに成長する権利が脅かされている。

生まれ育った環境等にかかわらず誰一人取り残されることなく健やかに成長できるよう、以下の子ども施策を実施することを提言する。

① 子どもの学習支援

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は低下傾向にあるものの、生活保護や社会的養護下などにいる貧困層の子どもの状況が悪化することで、非貧困層の子どもとの間での学力面や高等教育機関への進学面の格差が顕在化している。

学習機会や進学機会の喪失により、教育を受ける権利が脅かされるだけではなく、周囲と比較してしまうことで自己肯定感の低下や孤独・孤立にもつながることから、貧困は、様々な面で子どもを不利な状況に追い込んでしまう傾向がある。

このことは、大人になってからの生活水準や就労状況にも影響を及ぼすことになり、こうした貧困及び貧困の連鎖を子どもに強いことはあってはならない。

子どもの学習機会を提供する場として、自治体が提供する学習支援のほか、民間団体や教員 OB などのボランティアが実施する学習支援などの取組は始まっているが、住んでいる市町や地域によってその取組に差が生じている。

また、小学生の放課後の遊びや宿題をする身近な場所として、放課後児童クラブがあるが、経済的負担から利用を躊躇するケースが生じている。

そのため、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学習機会が確保されるよう、学習支援の取組を更に充実させる必要がある。

- 貧困世帯の子どもの学習の機会を十分に確保するため、市町と連携しながら、学習支援の充実を図ること。
- 家庭への経済的負担の軽減など放課後児童クラブに通うことを可能とするための支援を行うこと。

② ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指す。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーは、家事等により時間が制約されることで学びや様々な活動の機会が十分に保障されず、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、心身ともに健やかに育つ子どもの権利が脅かされている可能性がある。

また、家庭内のデリケートな問題であることから、子ども本人が不安や不満を抱えていても言い出せなかったり、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、問題が顕在化しづらくなっている。

ヤングケアラーは、近年、注目されるようになった課題であり、効果的な対策を行うためには、その実態をしっかりと把握する必要がある。また、実態を把握するためにも、当事者である子どもが声を上げやすい環境を整える必要がある。

- 学校等と連携してヤングケアラーの実態を把握し、実効性のある支援策を検討すること。
- ヤングケアラーの子どもが声を上げやすい相談窓口の充実を図ること。

③ 特別な支援が必要な子どもへの支援

子ども一人一人は、多様な個性や能力を持っており、同じ場で共に学ぶことで、相互に認め合う心を育み、誰もが活躍できる共生社会の実現につながる。そのような理念の下、学校では、インクルーシブ教育や多文化共生の考え方に基づく教育など、全ての子どもが適切な教育を受けられる環境づくりを推進していく必要がある。

近年、発達に課題のある子どもや外国にルーツのある子どもは増加傾向である。こうした子どもは、生まれながらにして持っている特性への理解不足や、日本とは異なる文化や考え方、生活習慣の違い等により、生活や学習上の困難を抱えており、孤独・孤立や不安を感じやすくなっていることが少なくない。そのため、考え方や行動の表し方、文化や生活習慣等を相互に知り、認め合う機会を充実させるとともに、一人一人の特性やニーズに応じた指導・支援を行えるよう、その体制をより一層充実させる必要がある。

また、学校で必要な支援を受けていた子どもが大人となり、社会に出たときに、必要な支援が受けられないことによる困難に直面することもある。

このことから、発達に課題のある子ども及び外国にルーツのある子どもの社会参加を見据え、学校・家庭・行政・企業等が連携して、継続的な支援体制を充実させる必要がある。

- 発達に課題のある子どもが、それぞれの特性やニーズに応じた専門的な指導・支援を受けられるよう、指導に当たる教員の人材育成等による支援体制の充実を図ること。
- 外国にルーツのある子どもが、学習に必要な日本語を習得できるよう、日本語教育の充実を図ること。また、子どもたちがそれぞれの文化や生活習慣等への理解を深める機会の充実を図ること。
- 発達に課題のある子ども及び外国にルーツのある子どもが、卒業後も社会の中で自分らしく活躍できるよう、様々な主体と連携し、継続的な就労支援や定着支援に取り組むこと。

(3) 意見を表明し、社会的活動に参画できる

こども基本法においては、児童の権利に関する条約にのっとり、子ども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。これは、子どもが自分のことについて自由に意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されていることを定めたものである。

子どもの意見を聴き、社会参画を進めることは、社会への影響力を発揮することにつながり、自己肯定感や主体性を高めることにつながっていくと考えられている。

このことから、子どもが社会の一員として、社会の在り方や形成に関わることができるよう、社会全体で子どもが意見を表明する機会を確保し、社会参画を促していくことが必要である。なお、子どもの意見を聴く際は、子どもの意見を聴き取ることだけが目的とな

らないよう、子どもの気持ちや子どもの視点で考えることが大切である。

近年、子どもアドボカシー（※3）の機運が高まっており、社会的養護下における子どもを対象に取組が広がっているところである。しかしながら、社会的養護の子どもに限らず、自分の声を聴いてもらえないと感じる子どもは少なくないことから、今後子どもアドボカシーの取組を一層推進するとともに、子どもアドボカシーの担い手である子どもアドボケイトの人材育成も必要である。

また、子どもが意見を表明する機会というのは、子どもが有するあらゆる権利が侵害されたと感じたことを表明することも当然含まれるのであり、権利が尊重されなかったと感じる子どもが相談でき、救済される仕組みを検討する必要がある。

- 子どもが意見表明する機会を充実させるとともに、意見を聴き取る際は、子どもの視点に立ち、その意見を尊重すること。
- 子どもアドボカシーの一層の推進を図るとともに、子どもアドボケイトの人材育成を図ること。
- 子どもの権利が侵害された際に救済する仕組みを検討すること。

（※3）子どもアドボカシー

子どもの声を聴き、子どもが意見を表明できるよう支援することを言う。擁護や弁護を意味する英語の「advocacy」が由来。令和4年6月に成立した改正児童福祉法で、児童相談所等が入所措置や一時保護等の際に子どもの意見聴取の仕組みを整備することが定められ、これをきっかけに、子どもアドボカシーの取組は全国的に広がりを見せている。

(4) 全体を通して

① 財源の確保

次代の担い手である子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を実現するためには、様々な主体が連携しながら、継続的に子どもたちの成長支援をしていく必要がある。

県においては、令和5年度から「みえ子どもまるごと支援パッケージ」として、子ども施策に関する予算の充実を図っているが、子どもを守り育てることは最重要課題の1つであり、引き続き、その充実に向けた財源の確保に取り組んでいく必要がある。

- 子どもの成長支援に関する施策の充実を図るための必要な財源について、幅広く検討を進め、確実な確保に努めること。

② 子どもの視点に立った施策の展開

子どもを権利の主体として認識し、全ての子どもの最善の利益が図られるよう、子ども施策を推進する際は、主担当部局のみならず、全ての部局が子どもの視点をもって施策を展開しなければならない。また、子ども施策の決定に当たっては、子どもの発達に関する専門家の意見や子どもの意見を聴く機会を設けるとともに、そこで出た意見を最大限尊重しながら検討を行い、子どもの権利を保障していく必要がある。

さらに、施策の進捗状況を把握するための目標項目及び目標値について、真に子どもに対する直接的な支援の成果として評価できないものも見受けられるため、従来の指標にとらわれることなく見直していく必要がある。

- 子どもの育ちや子ども施策に知見を持った専門家の参画を得て、子ども施策の進捗を確認する機会を設けること。
- 子どもに関する計画において、定量的な目標を設定する際は、真に子どもに対する直接的な支援としての施策の成果を測ることができる目標項目及び目標値とすること。

(参考) 子どもに関する政策討論会議 検討経緯

令和5年6月に本政策討論会議を設置して以降、計17回の会議の開催と2回の県内調査を実施してきた。なお、今回の提言項目には反映していないが、本政策討論会議では以下のような意見もあったので、今後の執行部の取組の参考とされたい。

(子ども医療費)

子どもが県内のどこに住んでいても、安心して医療を受けられる環境が整備されるよう、市町間で差がある現物給付の在り方について議論を進める必要があるとの意見があった。

(学校給食)

全ての子どもに食の安全・安心及び栄養バランスの取れた良質な給食を提供することは、子どもの心身の健やかな成長につながることから、給食費の無償化を含め、学校給食の費用負担の在り方について議論を進める必要があるとの意見があった。

<政策討論会議 実施状況>

第1回 子どもに関する政策討論会議

(令和5年7月10日)

- | |
|-------------|
| ・今後の進め方について |
|-------------|

第2回 子どもに関する政策討論会議

(令和5年8月2日)

- | |
|----------------|
| ・方向性について |
| ・今後のスケジュールについて |

<p>第3回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年9月11日) ・ 執行部からの聴き取りについて① 子ども・福祉部、教育委員会事務局、医療保健部</p>
<p>第4回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年9月21日) ・ 有識者からの意見聴取について① 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 臨床研究員 山口 有紗 氏 「子どものウェルビーイングのために必要な政策とは ーコロナから学ぶー」 こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 企画調整官兼課長補佐 胡内 敦司 氏 「子どもの貧困対策について」</p>
<p>第5回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年9月29日) ・ 有識者からの意見聴取について② 東京都立大学 人文社会学部 教授、 子ども・若者貧困研究センター センター長 阿部 彩 氏 「子どもの貧困の現状と課題／新型コロナウイルス感染症 拡大による子どもへの影響」</p>
<p>第6回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年10月16日) ・ 委員間討議</p>
<p>県内調査① (令和5年11月2日) ・ NPO 法人太陽の家 (桑名市)、四日市市立西笹川中学校、 四日市市立三重小学校</p>

<p>第7回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年11月15日) ・委員間討議</p>
<p>第8回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年11月24日) ・委員間討議</p>
<p>県内調査② (令和5年11月29日) ・伊勢市、伊勢市社会福祉協議会</p>
<p>知事に対する申し入れ (令和5年12月6日)</p>
<p>第9回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年12月18日) ・委員間討議</p>
<p>第10回 子どもに関する政策討論会議 (令和5年12月20日) ・執行部からの聴き取りについて② 子ども・福祉部、教育委員会事務局</p>
<p>第11回 子どもに関する政策討論会議 (令和6年1月19日) ・有識者からの意見聴取について③ 慶應義塾大学 総合政策学部 教授 中室 牧子 氏 「教育経済学の最前線」 ・委員間討議</p>
<p>第12回 子どもに関する政策討論会議 (令和6年2月2日) ・委員間討議</p>

<p>第 13 回 子どもに関する政策討論会議 (令和 6 年 2 月 14 日) ・ 委員間討議</p>
<p>第 14 回 子どもに関する政策討論会議 (令和 6 年 2 月 22 日) ・ 委員間討議</p>
<p>第 15 回 子どもに関する政策討論会議 (令和 6 年 2 月 28 日) ・ 委員間討議</p>
<p>第 16 回 子どもに関する政策討論会議 (令和 6 年 3 月 6 日) ・ 委員間討議</p>
<p>全員協議会 (令和 6 年 3 月 18 日)</p>
<p>第 17 回 子どもに関する政策討論会議 (令和 6 年 3 月 18 日) ・ 委員間討議</p>

子どもに関する政策討論会議 委員名簿

会 派 等 名	委 員 名
座 長（議 長） 副座長（副議長）	中 森 博 文 杉 本 熊 野
新 政 み え	稲 垣 昭 義 小 島 智 子 藤 根 正 典 世 古 明
自 由 民 主 党	石 田 成 生 石 垣 智 矢 龍 神 啓 介
草 莽	東 豊
公 明 党	今 井 智 広
草の根運動いが	稲 森 稔 尚

平成 19 年 12 月 19 日	代表者会議決定
平成 21 年 5 月 8 日	代表者会議決定
平成 23 年 5 月 9 日	各派世話人会決定
令和 3 年 10 月 29 日	代表者会議改正

委員会の県内外調査について

(県内調査)

常任委員会	原則として日帰り調査を 2 回程度実施
特別委員会	日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
特別委員会	1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
議会運営委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したリモート形式で実施することができる。